

## ■信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する学識経験者から頂いたご意見について

信濃川水系河川整備計画（変更原案）について、学識経験を有する皆様から意見を伺うため、「信濃川水系流域委員会」を開催し、ご意見を伺いました。

頂いた主なご意見の概要は、下記のとおりです。

頂いたご意見	回答
<p>整備完了箇所は計画から削除するのではなく、順次進めていることを表現できることから「済」と示した方がよいのではないか。 計画変更の経緯が判ること、計画の達成経過等が明確なことは重要である。</p>	<p>信濃川水系河川整備計画（変更案）の『第1章第1節 計画の主旨』に計画変更履歴を追記しました。 附図にて、整備進捗が判るように修正しました。</p>
<p>『第5章第2節第6項洪水氾濫に備えた社会全体での対応』の記載内容はよくわかるが、日常的な地域の人と河川との関連もこれまで以上に深く高めていくべきであり、水防災意識社会再構築ビジョンの精神を活かして、日常的に市民の関心を河川に導くことが大切だとわかる表現があってもよいのではないか。</p>	<p>信濃川水系河川整備計画（変更案）の『第5章第2節第8項 人と河川とのかかわりの構築』に、水防災意識社会再構築ビジョンに係る記述を追記しました。</p>
<p>『第5章第2節第6項洪水氾濫に備えた社会全体での対応』の記載内容について、他の部分には具体的な地名、箇所が記載されているが、第6項にはそれがない。流域の特徴など水系らしさが書いてあれば、現実としてこの水防災意識社会再構築ビジョンに対応していかなければならないということが、実感を伴ったものになるのではないかと。</p>	<p>信濃川水系河川整備計画（変更案）の『第5章第2節第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応』に、各減災対策協議会等での取組状況写真等を追加しました。</p>
<p>『第5章第2節第6項 5. 水害リスクの評価、水害リスク情報の共有』があるが、地方部においては、もう既に少数の困難者を一般住民が助けるという構図はなく、大多数が避難困難者であるという前提に基づいて最低限命を守るためにはどうしたら良いのかということを考えていかなければならない時期にきている。信濃川流域にも高齢化が特に進んだ地域が多くあるため、流域の特徴としてその実情が反映されると良い。</p>	<p>信濃川水系河川整備計画（変更案）の『第5章第2節第6項 5. 水害リスク評価、水害リスク情報の共有』に流域の実情として追記しました。</p>